

「倶知安町建築物等に関する指導要綱」の運用基準について

■第12条（車庫又は駐車スペースの確保）

1.算定基準について

- 戸建て住宅、共同住宅及び長屋建住宅：住戸数に応じた数以上とする。（1台／1戸）
 - 事務所等：執務室面積を10㎡で除した数以上とする。
 - 飲食店等：客席面積を10㎡で除した数以上とする。
 - 物販店舗等：売場面積を25㎡で除した数以上とする。
 - ホテル・旅館※3：客室数を3で除した数以上とする。ただし、共用部のないホテルは客室数に応じた数以上とする。
 - 寮、寄宿舎、下宿：収容人員を3で除した数以上とする。
 - 温泉：洗い場座席数を4で除した数以上とする。
 - レンタルキーショップ[°]：待合室面積を10㎡で除した数以上とする。
 - 診療所：待合室面積を10㎡で除した数以上とする。
 - 遊技場：遊技場面積を10㎡で除した数以上とする。
 - 整骨院等：ベッド数を3で除した数以上とする。
 - ガラオボックス：ボックス数を3で除した数以上とする。
- ※1.ホテル・旅館の宿泊者専用施設については加算対象から除く。
- ※2.建物に複数の用途を付属設置する場合は合算すること。
- ※3.ホテル・旅館には、コンドホテル・簡易宿泊所を含む。共用部のないホテルとは一棟貸しタイプや長屋形式のものをいう。客室数とは玄関の数を指し、コネクティングルームはそれぞれ別の客室としてカウントする。
- ※4.上記以外の用途については、別途協議のこと。

2. 複合建築物について

複合建築物は、用途ごとに台数を算定し、多い方を主用途とする。主用途に副用途（副用途の算出数に0.5を乗じた数）を加算する。

ただし、戸建て住宅、共同住宅、長屋、寮、及び寄宿舎については、複合建築物係数による低減対象から除く。

3. 地域地区係数について

地域地区係数は商業・近隣商業地域を0.5、センタービレッジ地区・国定公園特例地域・花園ビレッジ地区を0.8、商業・近隣商業地域を除く都市計画区域及びペンションビレッジ地区を1.0、これ以外の地域地区を0.9とする。

ただし、戸建て住宅、共同住宅、長屋建住宅については、地域地区係数による低減対象から除き、その複合型についても同様とする。

4. 除雪堆積スペースの確保

屋外の駐車スペースは、前項各号による最低限必要な駐車台数の他に、冬期間の除雪堆積スペースを確保すること。

注1. 上記の運用基準は、申請敷地での来客等に対する最低限必要な台数とする。ただし、この算定基準には従業員等の駐車スペースは含まれていない為、必要に応じて確保すること。

注2. 計算過程での値は、小数点以下第三位を四捨五入とし、地域地区係数を乗じた最終的な算出値は小数点以下第一位を四捨五入する。ただし、その算出値が1未満の場合は切り上げて1とする。また、複合建築物の最終的な算出値が、用途の数を下回る場合は用途数以上とする。

注3. 申請敷地周辺で必要台数を補完でき、年間を通して適正な管理を行える場合は別途協議のこと。